

## 第5章 戦略の効果的推進

### 1 各主体の役割

生物多様性の保全と持続的な利用を進めるには、地方公共団体をはじめ、県民、NPO、企業などのあらゆる主体が協働し地域の特徴を生かしながら次のような役割を果たしていくことが必要です。

#### 行政の役割

- 生物多様性の保全のために必要な規制の実施や条例の制定
- 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画の策定
- 生物多様性の保全に関するモニタリングの実施
- 特定外来生物の駆除の実施
- 研究機関と連携した生物多様性の保全と持続可能な利用に関する調査研究や取組の実施
- 生物多様性の保全及び持続可能な利用を推進するための人材の育成
- 希少生物情報の提供や専門家による助言制度などの基盤整備
- 自然環境の改変を伴う公共工事における生物多様性の保全への配慮
- 県民の参画と協働により生物多様性の保全を推進するためのNPO等の民間活動団体の活動支援
- 生物多様性の普及啓発を図るための環境学習やエコツアーリズム等の推進
- 農林水産業の特性に応じた対策の推進
  - 農 業：化学肥料・農薬の使用を極力抑え、自然生態系の活力を可能な限り生かした人と環境にやさしい環境創造型農業の展開
  - 林 業：里山林の再生、公共施設の木造・木質化や木質バイオマスの利用促進
  - 水産業：水産資源の管理や回復、魚礁や藻場の造成による生息環境の改善

#### NPO等活動団体の役割

- 生物多様性を保全するための活動を実践するとともに、広く県民の参加を受け入れるプログラムの提供
- 専門的な知見や経験を活かした企業や教育機関等の取組の支援
- 地域住民への生物多様性の保全や再生にかかる情報提供及び意識啓発
- 地域における野生動植物の情報収集
- 行政や企業等とのネットワークへの積極的な参画による連携・協働の促進
- 行政が実施する生物多様性の保全に関するモニタリングへの協力  
特に、特定外来生物については生息情報の提供や行政による駆除活動への協力

### 企業の役割

- 事業活動が生物多様性に及ぼす影響を把握し、原材料の利用などにおける生物多様性に配慮した事業活動の推進
- 生物多様性に配慮した事業活動に関する情報の積極的な公開
- 社会貢献活動としての森林や里山等における生物多様性保全活動への参画、NPO等の民間活動団体への支援
- 関係企業に対する生物多様性の保全と持続可能な利用への取組の啓発
- 研究機関やNPO等との連携の推進
- 行政による生物多様性の保全に関するモニタリングへの協力  
特に、特定外来生物については生息情報の提供や行政による駆除活動への協力
- 外来生物に対する危険性の理解と防除意識の向上
- 生物多様性に関する社員教育の実施
- サプライチェーンの各段階の事業者がそれぞれの立場で協力しながら生物多様性の保全と持続可能な利用に取組むこと、バリューチェーンの観点から価値を創出する視点を持つことの重要性を認識

### 農林水産業者の役割

- 生態系に配慮した農薬や肥料の使用
- 環境保全に配慮した林業の推進
- 資源管理型漁業などによる海洋生物の持続的な利用
- 海洋生態系に配慮した養殖業の実施
- 行政による生物多様性の保全に関するモニタリングへの協力  
特に、特定外来生物については生息情報の提供や行政による駆除活動への協力
- 温暖化適応策への理解と高温耐性品種の導入などの取組

### 県民の役割

- 生物多様性に配慮した商品を選択するなど、消費行動を通じた生物多様性の保全と持続可能な利用への貢献
- 自然とふれあい、自然を体験することを通じた生物多様性の重要性の理解、保全活動等への積極的な参加
- 希少野生動植物の捕獲や採取を行わないなど、野生動植物の保全
- 外来生物による生態系への影響や農林水産物への被害を理解し、飼っている外来生物を野外に放さないなどの外来生物法の遵守
- 行政による生物多様性の保全に関するモニタリングへの協力  
特に、特定外来生物については生息情報の提供や行政による駆除活動への協力

## 2 戦略の推進

本戦略は、県行政のみならず、あらゆる主体が連携し、それぞれが主体的に取組を進めるための基本指針としての役割を担っています。そして、NPO等の民間活動団体、事業者、県民などの様々な主体と情報を共有し、参画と協働により連携して取組むことが重要となります。

このため、関係機関相互の連携を図り、戦略の理念のもと目標とする社会の実現に向けた取組を推進します。

### (1) 外来生物対策協議会の設置

国、県及び市町、NPO等民間活動団体、企業、大学等研究機関で構成する協議会を設置し、侵入可能性の高いヒアリ等の健康被害や生態系に影響を及ぼす外来生物の早期発見や駆除の実施を図ります。

### (2) 庁内の連携

庁内関係部局で、生物多様性保全にかかる情報の交換を密にし、目標を共有することにより、戦略で定めた行動計画の着実な推進を図ります。

### (3) 市町との連携

県と市町の連絡会議を開催し、県と市町、市町間の事業の連携を強化します。また、各市町における市町版生物多様性戦略の策定が県全体の生物多様性の保全に寄与することから、市町の環境施策(環境基本計画など)における生物多様性の保全をより具体的に進めることができる指針として、市町版または地域版の生物多様性戦略が県内全市町で策定され、実施されるよう協力していきます。

### (4) NPO等の民間活動団体との連携と協働

生物多様性支援拠点を中心とするNPO等のネットワークを広げていくことにより、情報の共有・発信、相互の連携強化を進め、活動の一層の促進を図ります。

### (5) 企業等の事業者との連携

企業のCSR活動等の情報を広く県民や他の事業者に発信して企業の取組を普及することにより、多くの企業が生物多様性に関心を持ち、活動に取組むことを促すとともに、必要に応じて取組への助言を行います。

また、NPO等の民間活動団体との連携・協力が促進出来るよう支援していきます。

#### (6) 大学、研究機関との連携

大学や県立人と自然の博物館、森林動物研究センターなどの研究機関との連携により科学的知見や専門的見解を踏まえた希少種や外来種調査、鳥獣害対策の取組を進めます。

#### (7) 国、関西広域連合、近隣府県等との連携

##### ①国との連携

国家戦略との連携を図るとともに、動植物の生息環境の保全・再生には県域を越えた広域的な取組も必要なことから、国の動向を注視し積極的に連携・協力して取組を進めます。

##### ②関西広域連合

関西広域連合として取組んでいる自然共生型社会づくりに基づく事業を県内市町に広く展開するとともに、関西広域連合構成府県市との連携を図り、カワウ問題など広域で調整すべき課題に関西全域で取組みます。

##### ③近隣府県との連携

広域的な鳥獣保護管理等では、本県の森林動物研究センターの研究成果等を提供し、近隣府県との共同捕獲事業やクマの広域個体数管理などにより、府県を越えて被害を与える野生鳥獣に対して、関西全体で適正な保護管理等の実施を進めます。

### 3 行動計画の工程表・数値目標及び点検評価

目標とする社会の実現に向けて、これまでの5年間の行動計画の継続に加え、新たに進める取組を拡充し、また愛知目標及びSDGsを踏まえた行動計画の行程と数値目標を改定に合わせて見直し、その達成状況を生物多様性ひょうご戦略推進委員会で毎年度点検・評価し、取組をさらに推進します。

行動計画 1：参画と協働による生物多様性保全活動の推進 <主体毎の行動計画>

愛知目標：1・4・5・9・12・14・15

SDGs：2・4・6・12・15・17

項 目／内 容	数値目標等									
	指標名／年 度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	現況値 (2017)	備 考
県民の参画と普及啓発										
<b>&lt;県民の参画推進&gt;</b> ・侵略的な外来生物早期発見・早期対応の推進(重) ・ひょうごの生物多様性保全プロジェクトへの参画促進 ・県民まちなみ緑化事業の推進 ・建築物及びその敷地の緑化義務づけ ・ひょうご花緑創造プランの推進 ・あわじ菜の花エコプロジェクトの推進 ・県民の参画による森林環境等の保全(農産漁村ボランティア、森林ボランティア等活動の推進) ・エコリズム・グリーンツーリズムの実施 ・環境に配慮した消費活動などライフスタイルの転換	ひょうごの環境ホームページ年間アクセス数	100 万件	88 万件 (2011-2017 平均)	[定義]「ひょうごの環境」ホームページの年間アクセス数 [目標数値の考え方]年間平均 88 万件のアクセス数を 100 万件(全県民の約 1/5)に増やす目標を設定						
	生物多様性アドバイザー登録数	41 人	43 人	45 人	47 人	49 人	51 人	53 人	37 人	[定義]専門的知識を有し、アドバイザーとして適切であると認められた者へ登録依頼し承諾を得た者の数 [目標数値の考え方]過去の実績を勘案し、年 2 人を目標として設定
	ため池保全活動の参加者数	14,000 人	15,000 人	16,000 人	17,000 人	18,000 人	19,000 人	20,000 人	12,652 人	[定義]ため池保全活動の年間参加者数 [目標数値の考え方]ため池保全県民運動を進め、年間 1,000 人の参加者増をすすめる目標として設定

第 5 章

<p>&lt;普及啓発の推進&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民が生物多様性について学ぶ機会の提供</li> <li>・自然保護指導員による普及啓発</li> <li>・希少種や外来種についての意識啓発</li> <li>・生物多様性アドバイザーの活用推進</li> <li>・ひょうご森のまつり等の開催</li> <li>・食育を通じた生物多様性への理解促進</li> <li>・ホームページを活用した情報発信</li> <li>・県民の参画を促す NPO 等の活動情報の発信</li> </ul>	<p>エコツーリズムハブ年間利用台数</p>	300 台	300 台	300 台	300 台	300 台	300 台	300 台	300 台	<p>[定義]環境関連施設の視察などを通じて環境を学ぶエコツーリズムハブの年間利用台数 [目標数値の考え方]近年の利用実績台数を維持</p>
	<p>生物多様性保全プロジェクト団体数</p>	81 団体	84 団体	87 団体	90 団体	93 団体	96 団体	100 団体	75 団体	<p>[定義]「生物多様性ひょうご戦略」に基づき生物多様性保全プロジェクトに選定された団体の数 [目標数値の考え方]直近5年間の選定数(約 20 団体)と同程度を設定</p>
	<p>指導者養成数</p>	460 人	490 人	520 人	550 人	580 人	610 人	640 人	395 人	<p>[定義]研修会、シボジウムなどにより養成された、生物多様性の保全を推進することができる指導者の数 [目標数値の考え方]過去の実績を勘案し、年 30 人を目標として設定</p>
	<p>温暖化適応策の県民への認知度</p>	41.7 %	43.1 %	44.4 %	45.8 %	47.2 %	48.6 %	50.0 %	37.5 % (2016)	<p>[定義]県が実施する県民意識調査における適応策の認知度 [目標数値の考え方]県民の半数が認知することを目標として設定</p>
	<p>うちエコ診断受診数(累計)</p>	9,000 件	10,000 件	11,000 件	12,000 件	13,000 件	14,000 件	15,000 件	7,060 件	<p>[定義]兵庫県地球温暖化防止活動推進センター(公財)ひょうご環境創造協会が実施する「うちエコ診断」の受診家庭数 [目標数値の考え方]年間 1,000 件を目標として設定</p>

	森林ボランティアリーダー数	900 人	950 人	1,000 人	1,000 人	1,000 人	1,000 人	1,000 人	813 人	[定義]基礎的な森づくりの作業を安全かつ的確に指導・監督できる人材数 [目標数値の考え方]ボランティア1万人に対し1,000人を確保・維持
項目/内容	数値目標等									
NPO等との連携、協働、活動支援	指標名/年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	現況値(2017)	備考
<b>&lt;連携・協働の推進&gt;</b> ・ひょうごecoフォーラムの開催 ・「見守り隊」の登録 <b>&lt;活動支援の推進&gt;</b> ・活動発表会とシンポジウムの開催 ・「生物多様性ひょうご基金」による支援	生物多様性保全プロジェクト団体数(再掲)	81 団体	84 団体	87 団体	90 団体	93 団体	96 団体	100 団体	75 団体	[定義]「生物多様性ひょうご戦略」に基づき生物多様性保全プロジェクトに選定された団体の数 [目標数値の考え方]直近5年間の選定数(約20団体)と同程度を設定
	見守り隊登録数	39 団体	41 団体	43 団体	45 団体	47 団体	49 団体	51 団体	37 団体	[定義]特定の貴重種の保全や外来種の駆除等の活動をしている団体の数 [目標数値の考え方]貴重種、外来種に係る団体各1団体ずつ増加を目標として設定
	生物多様性ネットワークに参画するNPO等の数	120 団体	125 団体	130 団体	135 団体	140 団体	145 団体	150 団体	110 団体	[定義]相互に交流や情報交換を行うネットワークに参画するNPO等の数 [目標数値の考え方]既存目標値達成に向けて毎年5団体ずつ増加を目標として設定

第 5 章

	自然を活かした川づくり年間整備率	90.0 %	90.0 %	90.0 %	90.0 %	90.0 %	90.0 %	90.0 %	90.0 %	87.2 % (2012-2017 平均)	[定義]コンクリートを使わない、あるいはコンクリートを使用するが環境に配慮した川づくり年間整備延長/年間河川整備延長×100 [目標数値の考え方]10年間の平均整備率90%以上を目標として設定
	環境保全に取り組む NPO 法人数	506 法人	516 法人	527 法人	537 法人	548 法人	558 法人	569 法人	469 法人		[定義]環境の保全を図る活動を行っている NPO 法人の数 [目標数値の考え方]2016 年度(474 法人)比 20%増を目標として設定
項 目 / 内 容		数 値 目 標 等									
企業の CSR 活動等の推進	指標名 / 年 度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2017	備 考	
<b>&lt;企業の生物多様性への配慮の促進&gt;</b> ・民間参画がトライルの普及 ・企業の生物多様性に関する事業活動の情報発信 ・中小企業や生物多様性に関わる業種以外の企業による CSR 活動の活発化 <b>&lt;活動支援の推進&gt;</b> ・企業の森づくり活動の推進	生物多様性支援拠点によるコーディネート件数	50 件	55 件	60 件	65 件	70 件	75 件	80 件	43 件	[定義]生物多様性支援拠点の情報提供によりコーディネートを行った数 [目標数値の考え方]過去の実績を勘案し、年 5 件を目標として設定	
	企業の森づくり参加企業数	42 社	44 社	46 社	48 社	50 社	52 社	54 社	36 社	[定義]兵庫県緑化推進協会を通じて「企業の森づくり」に参加する企業数 [目標数値の考え方]近年の参加状況(年間 2 社増加)を継続	

<ul style="list-style-type: none"> <li>・貴重種の一時的避難所の確保</li> <li>・環境にやさしい事業者の顕彰</li> <li>・地域住民や県民、企業等との連携と協働を図る機会の提供</li> <li>・企業と土地所有者・活動指導者を結ぶコーディネートの実施</li> </ul>	自主的に環境改善に取り組む事業者数	1,591 事業者	1,616 事業者	1,641 事業者	1,667 事業者	1,692 事業者	1,717 事業者	1,742 事業者	1,512 事業者	【定義】ISO14001 認証取得事業者、エコアクション 21 認証取得事業者、エコ・ファースト認定事業者、産廃優良認定処理業者の合計 【目標数値の考え方】2016 年度(1,515 事業者)比 15%増を目標として設定
---	-------------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	---

行動計画2：人の営みと生物多様性の調和の推進 <場面毎の行動計画>

愛知目標：1・4・5・6・7・8・9・10・13・14

SDGs：2・11・12・13・14・15

項目/内容	数値目標等									
	指標名/年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	現況値 (2017)	備考
生物多様性に配慮した農林水産業の振興										
<b>&lt;農業&gt;</b> ・環境創造型農業の推進 <b>&lt;畜産業&gt;</b> ・鳥インフルエンザ <sup>※</sup> ・口蹄疫・豚コレラ対策 <b>&lt;林業&gt;</b> ・県産木材の利用促進 ・木質バイオマスの利用促進 <b>&lt;水産業&gt;</b> ・瀬戸内海における生物生息場の再生・創出(重) ・瀬戸内海における栄養塩管理の推進(重) ・漂流・海底ごみの回収強化(重) <b>&lt;担い手育成の推進&gt;</b> ・農業・水産業の振興と生物多様性に配慮した担い手育成	環境創造型農業の生産面積	34,000 ha	35,000 ha	35,400 ha	35,800 ha	36,200 ha	36,600 ha	37,000 ha	28,191 ha	[定義]化学的に合成された肥料及び農薬の使用を慣行の30%以上低減した生産面積 [目標数値の考え方]ひょうご農林水産ビジョン2025で描いた2025年の農業構造の展開と同じ担い手経営体への農地集積シェア(7割程度)と同程度に拡大することを目標として設定
	有機農業の生産面積	980 ha	1,040 ha	1,080 ha	1,120 ha	1,160 ha	1,180 ha	1,200 ha	986 ha	[定義]化学合成肥料及び農薬を使用しない生産面積 [目標数値の考え方]これまでの増加傾向と耕地面積に占める有機農業面積の割合を全国トップクラスとなる国(0.5%)の約3倍程度に拡大することを目標として設定

	地域ぐるみで農村環境保全活動を実施する面積	53,740 ha	54,870 ha	56,000 ha	—	—	—	—	50,866 ha	【定義】地域ぐるみの共同活動により農村環境の良好な保全を図る面積 【目標数値の考え方】農振農用地の約9割を目標として設定
	里山林整備面積	27,000 ha	28,000 ha	29,000 ha	29,600 ha	30,200 ha	30,800 ha	31,330 ha	25,813 ha	【定義】「新ひょうごの森づくり」に基づき整備した里山林の整備面積 【目標数値の考え方】2015年度(23,557ha)の約3割増を目標として設定
	間伐実施面積	163,000 ha	169,000 ha	175,000 ha	—	—	—	—	128,211 ha	【定義】「森林管理100%作戦」に基づき実施した間伐面積 【目標数値の考え方】2021年度までの「新ひょうごの森づくり」計画値を目標として設定
	木質バイオマス発電用燃料等供給量(県産木材)	170 千m <sup>3</sup>	195 千m <sup>3</sup>	195 千m <sup>3</sup>	195 千m <sup>3</sup>	200 千m <sup>3</sup>	200 千m <sup>3</sup>	200 千m <sup>3</sup>	165 千m <sup>3</sup>	【定義】県産木材を燃料として木質バイオマス発電所等に供給した量 【目標数値の考え方】既存発電所への木質バイオマス利用量に、今後計画が見込まれる新規発電所等の追加需要(25千m <sup>3</sup> )を加えた値を目標として設定
	あわじ竹資源エネルギー化目標数値(竹チップ燃料の消費量)	500 t	—	—	—	—	—	—	205 t	【定義】竹チップを、バイオ用燃料として消費した量 【目標数値の考え方】道路に隣接し、刈取り・搬出等の経費が採算ベースに抑えられる資源量

	漁場環境改善面積	5,375 ha	5,409 ha	5,443 ha	5,477 ha	5,511 ha	5,545 ha	5,579 ha	5,306 ha	[定義]県内増殖場造成面積、魚礁漁場造成面積、浅場造成面積の合計 [目標数値の考え方]水産資源を維持・増大させるために必要な増殖場等の造成計画を目標として設定
	漁船漁業生産量	58 千 t	56 千 t (2016)	[定義]県内の漁船漁業の生産量 [目標数値の考え方]2013年の生産量を維持することを目標として設定						
	海面養殖生産量	67 千 t	67 千 t	68 千 t	68 千 t	69 千 t	69 千 t	70 千 t	70 千 t (2016)	[定義]県内の海面養殖の生産量 [目標数値の考え方]2013年の生産量(59千t)から20%増加することを目標として設定
	増殖場整備箇所数(累計)	45 箇所	46 箇所	47 箇所	49 箇所	50 箇所	52 箇所	54 箇所	41 箇所	[定義]稚魚の保護や育成の場となる県内の増殖場の整備箇所数 [目標数値の考え方]水産資源を維持・増大させるために必要な増殖場の整備計画を目標として設定
項目/内容		数値目標等								
日常生活や生業に被害を及ぼす野生動物への対処と棲み分けの推進	指標名/年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	現況値 (2017)	備考
<b>&lt;新技術の活用&gt;</b> <b>・GISやICTを活用した野生鳥獣対策の推進(重)</b>	野生鳥獣による農林業被害額	475 百万円	462 百万円	449 百万円	436 百万円	423 百万円	410 百万円	397 百万円	502 百万円	[定義]野生鳥獣により被害を受けた農作物及び造林木の被害金額 [目標数値の考え方]2013年度(794百万円)比50%削減として設定

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ツキノガキ生息数推計手法の確立</li> <li>・科学的で計画的な野生動物の保護管理(ワイルドライフ・マネジメント)の推進</li> <li>・狩猟者育成センターの整備</li> </ul> <p><b>&lt;鳥獣対策の推進&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・増えすぎた野生動物の適正捕獲の推進</li> <li>・シカ対策の推進</li> <li>・イノシシ対策の推進</li> <li>・クマ対策の推進</li> <li>・サル対策の推進</li> <li>・カワウ対策の推進</li> <li>・野生動物生息環境の整備</li> </ul>	シカによる農林業被害額	169,715 千円	166,702 千円	163,689 千円	160,676 千円	157,663 千円	154,650 千円	151,637 千円	175,737 千円	<p>[定義]シカにより被害を受けた農作物及び造林木の被害金額</p> <p>[目標数値の考え方]2013年度(303,274千円)比50%削減として設定</p>
	シカの見撃効率	本州 1.2 淡路 1.2	本州 1.1 淡路 1.1	本州 1.0 淡路 1.0	本州 0.9 淡路 0.9	本州 0.8 淡路 0.8	本州 0.7 淡路 0.7	本州 0.6 淡路 0.6	本州 1.4 淡路 1.3 (2016)	<p>[定義]銃猟時に1人の狩猟者が1回の出猟で見撃したシカの頭数の平均値</p> <p>[目標数値の考え方]農業被害半減以上、森林下層植生回復目安の見撃効率0.5(2026年度)を目指して設定</p>
	シカの捕獲頭数	46,000 頭	46,000 頭	46,000 頭	—	—	—	—	37,676 頭	<p>[定義]第2期エゾゾウ管理計画に基づき県内で捕獲されたシカの頭数</p> <p>[目標数値の考え方]見撃効率1.0以下(2021年度)を早期に達成するための捕獲数を目標として設定</p>
	シカ処理加工頭数	8,000 頭	9,000 頭	10,000 頭	10,000 頭	10,000 頭	10,000 頭	10,000 頭	4,755 頭	<p>[定義]捕獲したシカのうち、処理加工し有効活用した頭数</p> <p>[目標数値の考え方]県内処理加工施設(予定含む)の処理能力を勘案し、年1万頭を目標として設定</p>
	イノシシによる農業被害額	170,560 千円	164,566 千円	158,572 千円	152,578 千円	146,584 千円	140,590 千円	134,596 千円	182,548 千円	<p>[定義]イノシシにより被害を受けた農作物の被害金額</p> <p>[目標数値の考え方]2013年度(269,191千円)比50%削減として設定</p>

第5章

	イシの捕獲頭数	20,000 頭	20,000 頭	15,500 頭	—	—	—	—	16,429 頭	[定義]第2期イシ管理計画に基づき県内で捕獲されたイシの頭数 [目標数値の考え方]農業被害半減目安の目撃効率0.2以下を達成するための捕獲数を目標として設定
	新規狩猟免許取得者数	600 延べ人	632 延べ人	[定義]新規狩猟免許取得者の延べ人数 [目標数値の考え方]2017年度並の新規狩猟者数を維持						
	鳥獣被害防護柵延長	9,000 km	9,500 km	10,000 km	10,500 km	11,000 km	11,500 km	12,000 km	8,852 km	[定義]県内に設置された鳥獣被害防止のための防護柵の長さ [目標数値の考え方]過去の実績延長を勘案し、年500kmを目標として設定
項目/内容	数値目標等									
健康や生活に悪影響を及ぼす外来生物対策の推進	指標名/年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	現況値 (2017)	備考
<b>&lt;早期防除の推進&gt;</b> ・侵略的な外来生物早期発見・早期対応の推進(重)(再掲) <b>&lt;防除の推進&gt;</b> ・アライグマ等の捕獲強化 ・外来生物の適正な駆除	アライグマ・ヌートリアによる農業被害額	66,100 千円	64,200 千円	62,300 千円	60,400 千円	58,500 千円	56,600 千円	54,687 千円	69,651 千円	[定義]アライグマ・ヌートリアにより被害を受けた農作物の被害金額 [目標数値の考え方]2013年度(109,374千円)比50%削減として設定
	アライグマ・ヌートリア捕獲頭数	7,000 頭	5,685 頭							

項目/内容		数値目標等									
地球温暖化の防止と適応の推進		指標名/年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	現況値 (2017)	備考
<p>&lt;緩和策の推進&gt;</p> <p>・日常生活や経済活動からの温室効果ガス排出削減(重)</p> <p>&lt;適応策の推進&gt;</p> <p>・気候変動の影響による被害を回避・軽減する「適応策」の推進(重)</p>	温室効果ガス排出量 【2013年度比】	▲4.3 %	▲5.0 %	▲7.2 %	▲9.3 %	▲11.5 %	▲13.6 %	▲15.8 %	▲4.7 %	(2015)	【定義】県内の温室効果ガス排出量(2013年度比) 【目標数値の考え方】兵庫県地球温暖化対策推進計画に基づき目標値を設定
	温暖化適応策の県民への認知度(再掲)	41.7 %	43.1 %	44.4 %	45.8 %	47.2 %	48.6 %	50.0 %	37.5 %	(2016)	【定義】県が実施する県民意識調査における適応策の認知度 【目標数値の考え方】県民の半数が認知することを目標として設定
	再生可能エネルギーによる発電量	46 億 kWh	50 億 kWh	52 億 kWh	54 億 kWh	56 億 kWh	58 億 kWh	60 億 kWh	36 億 kWh		【定義】兵庫県地球温暖化対策推進計画に基づき集計された県内の再生可能エネルギーによる発電量 【目標数値の考え方】兵庫県地球温暖化対策推進計画に基づき目標値を設定
	LED照明を導入している県庁舎割合	50 %	55 %	60 %	65 %	70 %	75 %	80 %	45 %		【定義】LED照明を導入している県庁舎の割合(一部特殊照明等を除く) 【目標数値の考え方】2030年度までに全ての県庁舎の照明をLED化することを目標として設定

第 5 章

	うちエコ診断受診数(累計)(再掲)	9,000 件	10,000 件	11,000 件	12,000 件	13,000 件	14,000 件	15,000 件	7,060 件	<p><b>[定義]</b>兵庫県地球温暖化防止活動推進センター((公財)ひょうご環境創造協会)が実施する「うちエコ診断」の受診家庭数</p> <p><b>[目標数値の考え方]</b>年間1,000件を目標として設定</p>
--	-------------------	------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	------------	--

行動計画 3 : 生物多様性に支えられる地域の多様な自然と文化を守り育てる仕組みの確立 <地域資源毎の行動計画>

愛知目標 : 1・2・4・5・7・11・14・15

SDGs : 6・11・12・15・17

項目/内容	数値目標等									
	指標名/年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	現況値 (2017)	備考
自然公園等の制度を活用した自然の保全										
<b>&lt;許可制度の活用&gt;</b> ・太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例に基づく届出制度の活用(重) ・大規模開発及び取引事前指導要綱に基づく協議制度の活用(重)	県内の自然公園年間利用者数	37,100 千人	37,500 千人	37,500 千人	37,500 千人	37,500 千人	37,500 千人	37,500 千人	36,495 千人 (2012-2016 平均)	[定義]県内で指定されている自然公園の年間利用者数 [目標数値の考え方]国立公園は直近5箇年の最高値、国定公園及び県立自然公園は平均値を目標値として設定
・事業活動による生物多様性への影響評価を行う企業の取組の促進(重) ・自然公園の行為許可制度の活用 ・保安林・林地開発許可制度の活用	自然公園内のビジターセンター利用者数	152,000 人	158,500 人	165,000 人	165,000 人	165,000 人	165,000 人	165,000 人	137,389 人 (2013-2017 平均)	[定義]六甲山ビジターセンター、黒川自然公園センター、とのみね自然交流館の年間利用者数 [目標数値の考え方]「活力あるふるさと兵庫実現プログラム」に基づき目標値を設定
<b>&lt;指定制度の活用&gt;</b> ・自然環境保全地域・郷土記念物等の指定制度の活用	六甲山ビジターセンター利用者数	73,000 人	79,500 人	86,000 人	86,000 人	86,000 人	86,000 人	86,000 人	52,684 人	[定義]六甲山ビジターセンターの年間利用者数 [目標数値の考え方]「活力あるふるさと兵庫実現プログラム」に基づき目標値を設定

項目／内容	数値目標等										
	指標名／年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	現況値 (2017)	備考	
里地・里山や人工林の適切な管理											
<b>&lt;計画・構想の推進&gt;</b> ・新ひょうごの森づくりによる森林の適正管理(重) ・災害に強い森づくりによる森林の防災機能強化と野生動物の生息環境整備(重) ・ため池及び疎水の保全と活用(重) <b>&lt;既存資源の利活用&gt;</b> ・エネルギーや新素材への利活用など 森林資源の高度利用の促進 ・あわじ島竹取物語プロジェクト ・あわじ竹資源エネルギー化の支援 <b>&lt;森林保全&gt;</b> ・森林保全対策の推進 ・企業の森づくり活動の推進(再掲) ・六甲山系グリーンベルト整備事業の推進	里山林整備面積(再掲)	27,000 ha	28,000 ha	29,000 ha	29,600 ha	30,200 ha	30,800 ha	31,330 ha	25,813 ha	[定義]「新ひょうごの森づくり」に基づき整備した里山林の整備面積 [目標数値の考え方]2015年度(23,557ha)の約3割増を目標として設定	
	災害に強い森づくり整備面積	34,000 ha	35,800 ha	36,600 ha	—	—	—	—	—	31,290 ha	[定義]災害に強い森づくり事業計画(第3期)に基づき整備した面積 [目標数値の考え方]災害に強い森づくり第3期対策(2021年度まで)計画値を目標として設定
	間伐実施面積(再掲)	163,000 ha	169,000 ha	175,000 ha	—	—	—	—	—	128,211 ha	[定義]「森林管理100%作戦」に基づき実施した間伐面積 [目標数値の考え方]2021年度までの「新ひょうごの森づくり」計画値を目標として設定
	野生動物共生林整備面積 (災害に強い森づくり面積の内数)	4,184 ha	4,534 ha	4,884 ha	—	—	—	—	3,374 ha	[定義]災害に強い森づくり事業計画(第3期)に基づき県民緑税を活用して整備する野生動物共生林の整備面積 [目標数値の考え方]災害に強い森づくり第3期対策(2021年度まで)計画値を目標として設定	

	バッファゾーン整備面積 (災害に強い森づくり面積の内数)	2,515 ha	2,815 ha	3,115 ha	—	—	—	—	1,811 ha	【定義】災害に強い森づくり事業計画(第3期)に基づき県民緑税を活用して整備する野生動物共生林の整備面積のうち人と野生動物との棲み分けを図るバッファゾーンの整備面積 【目標数値の考え方】災害に強い森づくり第3期対策(2021年度まで)計画値を目標として設定
	ため池整備により安全が確保された地区数	1,921 箇所	1,987 箇所	2,053 箇所	2,119 箇所	2,185 箇所	2,251 箇所	2,320 箇所	1,771 箇所	【定義】農業用ため池の点検評価を踏まえ改修に着手したため池数 【目標数値の考え方】ため池整備5箇年計画(H27~31)に基づき、全面改修整備着手(単年度66箇所)を実施する目標として設定
	あわじ竹資源エネルギー化目標数値(竹チップ燃料の消費量)(再掲)	500 t	—	—	—	—	—	—	205 t	【定義】竹チップを、ボイラー用燃料として消費した量 【目標数値の考え方】道路に隣接し、刈取り・搬出等の経費が採算ベースに抑えられる資源量
項目/内容	数値目標等									
自然とふれあう機会の提供	指標名/年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	現況値(2017)	備考
<b>&lt;計画・構想の推進&gt;</b> ・六甲地域の活性化など自然とのふれあいの場の整備(重) ・各地域の資源を活かした環境創造型プロジェクトの推進(重)	県内の自然公園年間利用者数(再掲)	37,100 千人	37,500 千人	37,500 千人	37,500 千人	37,500 千人	37,500 千人	37,500 千人	36,495 千人 (2012-2016平均)	【定義】県内で指定されている自然公園の年間利用者数 【目標数値の考え方】国立公園は直近5箇年の最高値、国定公園及び県立自然公園は平均値を目標値として設定

<b>&lt;公園等の利活用&gt;</b> ・自然歩道の維持管理 ・都市公園の利活用 ・人と森とのふれあいの場の提供	自然公園内のビジターセンター利用者数(再掲)	152,000 人	158,500 人	165,000 人	165,000 人	165,000 人	165,000 人	165,000 人	137,389 人 (2013-2017 平均)	【定義】六甲山ビジターセンター、黒川自然公園センター、とのみね自然交流館の年間利用者数 【目標数値の考え方】「活力あるふるさと兵庫実現プログラム」に基づき目標値を設定
	六甲山ビジターセンター利用者数(再掲)	73,000 人	79,500 人	86,000 人	86,000 人	86,000 人	86,000 人	86,000 人	52,684 人	【定義】六甲山ビジターセンターの年間利用者数 【目標数値の考え方】「活力あるふるさと兵庫実現プログラム」に基づき目標値を設定
	尼崎の森中央緑地への植栽数(累計)	99,900 本	107,100 本	115,000 本	120,500 本	128,900 本	141,600 本	141,600 本	86,000 本	【定義】尼崎の森中央緑地に植樹された樹木の本数 【目標数値の考え方】「尼崎の森中央緑地植栽計画」に基づき設定
	県立都市公園の年間利用者数	11,684 千人	11,684 千人 (2013-2017 平均)	【定義】県立都市公園の年間利用者数 【目標数値の考え方】直近5箇年の実績に基づき設定						
項目/内容	数値目標等									
国際的な仕組みの活用による地域保全	指標名/年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	現況値(2017)	備考
<b>&lt;県境を越える取組&gt;</b> ・ジオパークの登録支援 <b>&lt;県内の取組&gt;</b> ・ラムサール条約湿地登録支援	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

行動計画 4 : 行動計画を支える基盤整備の充実

愛知目標 : 1・2・5・9・10・12・13・15・19

SDGs : 2・4・6・13・14・15

項 目 / 内 容	数値目標等									備考	
	指標名 / 年 度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	現況値 (2017)		
行動計画を支える仕組みの充実											
<b>&lt;市町・地域の計画的な取組の推進&gt;</b> ・各市町、地域での生物多様性地域戦略の策定	各市町・地域での戦略策定数	53 箇所	56 箇所	59 箇所	62 箇所	65 箇所	68 箇所	71 箇所	52 箇所	[定義]市町あるいは地域レベルで生物多様性地域戦略が策定された数 [目標数値の考え方]過去の実績を勘案し、年3箇所を目標として設定	
<b>&lt;新技術の導入&gt;</b> ・環境 DNA や GIS 等を用いた生物分布モニタリングの活用(重)	自然を活かした川づくり年間整備率	90.0 %	87.2 %	[定義]コンクリートを使わない、あるいはコンクリートを使用するが環境に配慮した川づくり年間整備延長/年間河川整備延長×100 [目標数値の考え方]10年間の平均整備率90%以上を目標として設定							
<b>&lt;基礎データの更新&gt;</b> ・レッドデータブック・レッドリストの更新 ・ブラックリストの更新 ・生物多様性配慮指針の活用と更新									(2012-2017 平均)		
<b>&lt;普及啓発の推進&gt;</b> ・環境配慮型技術や工法を用いた公共事業等の推進 ・「ひょうご・人と自然の川づくり基本理念・基本方針」に基づく河川整備 ・共生のひろばの開催											

第5章

項目/内容	数値目標等									
生物多様性保全のための予防的措置の充実	指標名/年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	現況値(2017)	備考
<b>&lt;予防的取組の推進&gt;</b> ・県立人と自然の博物館のジーンバンク事業 <b>&lt;拠点施設の活用&gt;</b> ・県立人と自然の博物館を支援拠点とした情報収集・提供 ・森林動物研究センターの成果の活用	県立人と自然の博物館年間利用者数	800,000人	870,563人 (2013-2017平均)	[定義] 県立人と自然の博物館の年間利用者数 [目標数値の考え方] 過去5箇年の実績値を基に設定						
項目/内容	数値目標等									
生物多様性を保全する人材の充実	指標名/年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	現況値(2017)	備考
<b>&lt;日常生活での人材育成&gt;</b> ・ライフステージに応じた生物多様性に関する環境学習・教育の推進(重) <b>&lt;専門フィールドでの人材育成&gt;</b> ・学習指導者の養成 ・乳幼児期の環境体験を先導する指導者の育成(重) ・鳥獣対策の指導者の派遣や捕獲技術者の育成・配置(重) ・狩猟者の確保、育成の強化(重) ・里山林、田・菜園など地域での体験学習・教育の取組推進	持続可能な社会づくりを先導する人材	1,432人	1,476人	1,519人	1,562人	1,606人	1,649人	1,693人	1,358人	[定義] 地球温暖化防止活動推進員、森林ボランティアリーダー、ナチュラルウォッチャーリーダー、自然保護指導員、鳥獣保護管理員、持続可能地域認定士の合計 [目標数値の考え方] 2016年度(1,302人)比30%増を目標として設定
	森林ボランティアリーダー数	900人	950人	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人	813人	[定義] 基礎的な森づくりの作業を安全かつ的確に指導・監督できる人材数 [目標数値の考え方] ボランティア1万人に対し1,000人を確保・維持

・ひょうごecoフォーラムの開催(再掲)	ひょうごグリーンサポーター登録者数	940 人	950 人	960 人	970 人	980 人	990 人	1,000 人	931 人	[定義]環境体験事業等を支援する「ひょうごグリーンサポーター」として各県民局に登録されている人数 [目標数値の考え方]年10人(10地域×1人)の登録を目指して設定	
	地域と協働してふるさとの自然の良さに気づく学習プログラムを実施した学校の割合	100 %	95 %	[定義]小学校3年生の環境学習事業で、地域と連携した学習プログラムを実施している小学校数 [目標数値の考え方]ふるさと意識をはぐくむために全校で実施することとし100%に設定							
	ひょうご環境体験館利用者数	32,000 人	30,786 人 (2013-2017平均)	[定義]ひょうご環境体験館の入館者数+体験館が行う体験プログラム等の参加者数 [目標数値の考え方]過去最高の利用者数を維持							
	環境体験事業(小3)、自然学校(小5)の全公立小学校での実施	100 %	[定義]県内全公立小学校のうち環境体験事業(小3)及び自然学校(小5)を実施している学校数 [目標数値の考え方]継続して全校で実施することとし100%に設定								



# 行動計画体系表

## 1 参画画と協働による生物多様性保全

### (1) 県民の参画と普及啓発

#### <県民の参画推進>

侵略的な外来生物早期発見・早期対応の推進（重） （コラム：ヒアリ等危険な外来生物の侵入とバイオレジスタンス）	P61
ひょうごの生物多様性保全プロジェクトへの参画促進	P62
県民まちなみ緑化事業の推進	P62
建築物及びその敷地の緑化義務づけ	P62
ひょうご花緑創造プランの推進	P62
あわじ菜の花エコプロジェクトの推進	P63
県民の参画による森林環境等の保全	P63
エコツーリズム・グリーンツーリズムの実施	P63
環境に配慮した消費活動などライフスタイルの転換	P63

#### <普及啓発の推進>

県民が生物多様性について学ぶ機会の提供	P64
自然保護指導員による普及啓発	P64
希少種や外来種についての意識啓発	P64
生物多様性アドバイザーの活用推進	P64
ひょうご森のまつり等の開催	P65
食育を通じた生物多様性への理解促進	P65
「ひょうごの生物多様性ひろば」ホームページを活用した情報発信	P65
県民の参画を促すNPO等の活動情報の発信	P65

### (2) NPO等との連携、協働、活動支援

#### <連携・協働の推進>

ひょうごユースecoフォーラムの開催	P65
特定の貴重種の保全や外来種の駆除を行っている団体（「見守り隊」）の登録	P65

#### <活動支援の推進>

活動発表会とシンポジウムの開催	P66
「生物多様性ひょうご基金」による支援 （コラム：「生物多様性保全プロジェクト」と「生物多様性ひょうご基金」）	P66

### (3) 企業のCSR活動等の推進

#### <企業の生物多様性への配慮の促進>

民間参画ガイドラインの普及	P66
企業の生物多様性に関する事業活動の情報発信	P67
中小企業や生物多様性に関わる業種以外の企業によるCSR活動の活発化 （コラム：企業の生物多様性保全活動）	P67

#### <活動支援の推進>

企業の森づくり活動の推進	P68
貴重種の一時避難所の確保	P68
環境にやさしい事業者の顕彰	P68
地域住民や県民、企業等との連携と協働を図る機会の提供	P68
企業と土地所有者・活動指導者を結ぶコーディネートの実施	P68

## 行動計画体系表

### 2 人の営みと生物多様性の調和の推進

#### (1) 生物多様性に配慮した農林水産業の振興

##### <農業>

農業や肥料の適正利用など環境創造型農業の推進	P69
------------------------	-----

##### <畜産業>

鳥インフルエンザ <sup>*</sup> ・口蹄疫・豚コレラ対策	P69
-----------------------------------	-----

##### <林業>

県産木材の利用促進	P69
-----------	-----

木質バイオマスの利用促進	P70
--------------	-----

##### <水産業>

瀬戸内海における生物生息場の再生・創出（重） （コラム：藻場・干潟の再生）	P70
--	-----

瀬戸内海における栄養塩管理の推進（重）	P70
---------------------	-----

漂流・海底ごみの回収強化（重）	P70
-----------------	-----

##### <担い手育成の推進>

農業・水産業の振興と生物多様性に配慮した担い手育成	P71
---------------------------	-----

#### (2) 日常生活や生業に被害を及ぼす野生動物への対処と棲み分けの推進

##### <新技術の活用>

GISやICTを活用した野生鳥獣対策の推進（重）	P72
--------------------------	-----

ツキノワグマ生息数推計手法の確立	P72
------------------	-----

科学的で計画的な野生動物の保護管理（ワイルドライフ・マネジメント）の推進	P72
--------------------------------------	-----

狩猟者育成センター（仮称）の整備	P72
------------------	-----

##### <鳥獣対策の推進>

増えすぎた野生動物の適正捕獲の推進	P73
-------------------	-----

シカ対策の推進 （コラム：ひょうごジビエの日）	P73
----------------------------	-----

イノシシ対策の推進 （コラム：餌付け禁止条例）	P74
----------------------------	-----

クマ対策の推進	P74
---------	-----

サル対策の推進	P74
---------	-----

カワウ対策の推進	P75
----------	-----

野生動物生息環境の整備	P75
-------------	-----

#### (3) 健康や生活に悪影響を及ぼす外来生物対策の推進

##### <早期防除の推進>

侵略的な外来生物早期発見・早期対応の推進（重）（再掲）	P75
-----------------------------	-----

##### <防除の推進>

アライグマ等の捕獲強化 （コラム：住民参加型アライグマ排除）	P75
-----------------------------------	-----

外来生物の適正な駆除	P76
------------	-----

#### (4) 地球温暖化の防止と適応の推進

##### <緩和策の推進>

日常生活や経済活動からの温室効果ガス排出削減（重）	P76
---------------------------	-----

##### <適応策の推進>

気候変動の影響による被害を回避・軽減する「適応策」の推進（重） （コラム：兵庫県の適応策の取組）	P77
---	-----

## 行動計画体系表

### 3 生物多様性に支えられる地域の多様な自然と文化を守り育てる仕組みの確立

#### (1) 自然公園等の制度を活用した自然の保全

##### <許可制度の活用>

太陽光発電施設等と地球環境との調和に関する条例に基づく届出制度の活用(重)	P78
大規模開発及び取引事前指導要綱に基づく協議制度の活用(重)	P78
事業活動による生物多様性への影響評価を行う企業の取組の促進(重)	P78
自然公園の行為許可制度の活用	P79
保安林・林地開発許可制度の活用	P79

##### <指定制度の活用>

自然環境保全地域・郷土記念物等の指定制度の活用 (コラム：ホテルの保全)	P79
---	-----

#### (2) 里地・里山や人工林の適切な管理

##### <計画・構想の推進>

新ひょうごの森づくりによる森林の適正管理(重)	P82
災害に強い森づくりによる森林の防災機能強化と野生動物の生息環境整備(重)	P83
ため池及び疎水の保全と活用(重) (コラム：ため池の「かいぼり」(池干し)と里海づくり)	P83

##### <既存資源の利活用>

エネルギーや新素材への利活用など森林資源の高度利用の促進	P84
あわじ島竹取物語プロジェクト	P84
あわじ竹資源エネルギー化の支援	P84

##### <森林保全>

森林保護対策の推進	P85
企業の森づくり活動の推進(再掲)	P85
六甲山系グリーンベルト整備事業の推進	P85

#### (3) 自然とふれあう機会の提供

##### <計画・構想の推進>

六甲地域の活性化など自然とのふれあいの場の整備(重) (コラム：六甲山ビジターセンターの活用促進)	P85
各地域の資源を活かした環境創造型プロジェクトの推進(重)	P86

##### <公園等の利活用>

自然歩道の維持管理	P87
都市公園の利活用	P88
人と森とのふれあいの場の提供	P88

#### (4) 国際的な仕組みの活用による地域保全

##### <県境を越える取組>

ジオパークの登録支援	P88
------------	-----

##### <県内の取組>

ラムサール条約湿地登録支援 (コラム：生物圏保存地域)	P88
--------------------------------	-----

## 行動計画体系表

### 4 行動計画を支える基盤整備の充実

<b>(1) 行動計画を支える仕組みの充実</b>	
＜市町・地域の計画的な取組の推進＞	
各市町、地域での生物多様性地域戦略の策定	P90
＜新技術の導入＞	
環境DNAやGIS等を用いた生物分布モニタリングの活用 (コラム：環境DNA分析手法の活用促進)	P90
＜基礎データの更新＞	
レッドデータブック・レッドリストの更新	P91
ブラックリストの更新	P91
生物多様性配慮指針の活用と更新	P91
＜普及啓発の推進＞	
環境配慮型技術や工法を用いた公共事業等の推進	P91
「ひょうご・人と自然の川づくり基本理念・基本方針」に基づく河川整備	P91
共生のひろばの開催	P91
<b>(2) 生物多様性保全のための予防的措置の充実</b>	
＜予防的取組の推進＞	
県立人と自然の博物館のジーンバンク事業	P92
＜拠点施設の活用＞	
人と自然の博物館を支援拠点とした情報収集・提供 (コラム：人と自然の博物館「ジーンバンク事業」)	P92
森林動物研究センターの成果の活用 (コラム：森林動物研究センター「ワイルドライフ・マネジメント」)	P94
<b>(3) 生物多様性を保全する人材の充実</b>	
＜日常生活での人材育成＞	
ライフステージに応じた生物多様性に関する環境学習・教育の推進 (重)	P95
＜専門フィールドでの人材育成＞	
学習指導者の養成	P96
乳幼児期の環境体験を先導する指導者の育成 (重)	P96
鳥獣対策の指導者の派遣や捕獲技術者の育成・配置 (重)	P96
狩猟者の確保、育成の強化 (重)	P96
里山林、田・菜園など地域での体験学習・教育の取組推進	P96
ひょうごユース eco フォーラムの開催 (再掲)	P97

### 5 愛知目標とSDGsを踏まえた取組の実践

(1) 愛知目標	P98
(2) SDGs (持続可能な開発目標)	P101
(3) 県の行動計画との対応	P103